

告示第79号

廿日市市ごみ散乱防止ネット等購入費補助金交付要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市ごみ散乱防止ネット等購入費補助金交付要綱の全部を改正する告示

廿日市市ごみ散乱防止ネット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ダスターステーションの清潔保持のために、ごみ散乱防止ネットの購入に要する経費に対し、予算の範囲内において市が補助金を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダスターステーション 一般家庭から排出されたごみについて市が収集を行う場所をいう。
- (2) 町内会等 町内会、自治会、区等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (3) ごみ散乱防止ネット 一般家庭から排出されたごみを、市の収集前に一時的に貯留し、鳥獣による被害を防止するために設置された散乱

防止用のネットをいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、ダスターステーションを設置又は管理している町内会等とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の額は次のとおりとする。

(1) ごみ散乱防止ネットの購入に要する額とし、その限度額は5,000円とする。

(2) 前号の規定による補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する額には、次に掲げる費用の額を含まないものとする。

(1) ごみ散乱防止ネットの運搬、取付け及び修繕に要する費用

(2) 土地の貸借料

(3) ごみ散乱防止ネットの撤去及び処分に要する費用

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に申請しなければならない。

(1) 事業報告書（別記様式第2号）

(2) ごみ散乱防止ネットを設置した場所の位置図

(3) 対象経費の額が記載された領収書の写し

(4) ごみ散乱防止ネットの設置後の状況を撮影した写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助金交付決定通知書兼額確定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定通知書兼額確定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付手続の特例)

第7条 規則第24条の規定に基づき、規則第12条の規定による実績報告の手続は、省略するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金は、第6条第1項の規定によりその額を確定した後に、交付するものとする。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の使途を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、補助金交付決定及び額確定取消通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(取得財産処分の制限)

第11条 補助対象者は、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、財産の処分制限期間である3年を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

別記様式第 3 号 (第 6 条関係)

別記様式第 4 号 (第 9 条関係)